

富山県認知症施策推進計画の概要

I 計画について

1 共生社会の実現を推進するための認知症基本法(＝基本法)の概要

- 目的は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進すること
- 7つの基本理念を掲げ、12の基本施策を定める(※地方公共団体が取り組む基本施策は8つ)
- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に策定、実施
- 都道府県は都道府県計画を策定(努力義務)
- 都道府県計画は、国の基本計画を基本とし、都道府県の医療計画、地域福祉支援計画、老人福祉計画、介護保険事業支援計画等と調和を保つ

2 計画の位置づけ

基本法第12条に基づく計画

3 計画期間

令和8年度まで

II 基本的な方向性

1 基本理念に基づく取組の推進

認知症施策の実施にあたっては、基本法第3条に定める基本理念を根幹に据えて実施

【基本理念】

- ① 自らの意思による日常生活・社会生活
- ② 認知症に関する正しい知識と正しい理解
- ③ 生活障壁の除去、意見表明、社会参画
- ④ 良質かつ適切な保健医療・福祉サービス提供
- ⑤ 家族等への適切な支援、地域での安心な生活
- ⑥ 研究の推進、成果を広く享受できる環境整備
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉等の総合的な取組

2 認知症の人や家族が地域で自分らしく生活できるようにする

3 認知症施策における基本的施策等の推進

基本法に規定する基本的施策を中心に推進

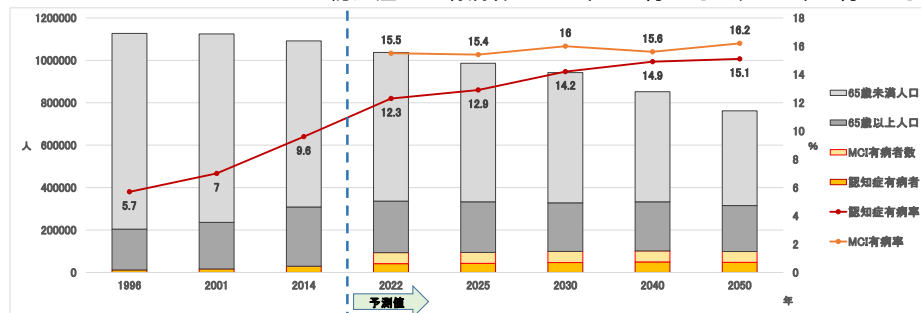
VI 推進体制等

- 1 多様な主体の連携による推進
- 2 計画の見直し

III 現状と課題

1 本県の認知症高齢者の推移

本県の人口は2025年には約98.6万人、2040年には約85.2万人、2050年には約76.2万人と推計
認知症・MCI有病者が2025年には約9.4万人、2040年は約10.2万人、2050年には約9.9万人と推計



本県の人口に占める認知症・MCI有病者の割合が増加

【推計方法】

- ・平成26年度富山県認知症高齢者実態調査
- ・65歳以上の人口・総人口
- 2022年以前：国勢調査
- 2025年以降：富山県高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業支援計画
- ・「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」(令和5年度老人保健事業推進費等補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)をもとに算出

2 本県の認知症に関する現状と課題

【予防・早期診断・早期対応】

- ・認知症発症予防のため生活習慣病予防と、社会参加の促進が重要
- ・住民および関係者が認知症の理解を深め、早期診断、早期対応を進めることが必要

【医療】

- ・医療圏域毎に設置した認知症疾患医療センターは、関係機関と連携しながら詳細な診断や急性期治療、専門医療相談、研修会の実施など、地域における認知症疾患の保健医療水準向上の役割を果たすことが必要
- ・「精神疾患の医療体制の構築に係る指針」に基づき、本計画において、認知症に対応できる医療機関を明確にすることが必要

【市町村支援】

- ・高齢化の進展に伴い、認知症の人の数はさらに増加すると見込まれることから、認知症初期集中支援チームの活動の活性化が必要
- ・認知症地域支援推進員は市町村において令和6年4月現在、123名配置されているが活動実績にはばらつきあり
- ・認知症ケアパスを活用した切れ目のないサービスが提供されるよう支援することが必要
- ・行方不明になった場合は、市町村をまたぐことがあることから、広域的な連携体制を整備していくことが必要

【若年性認知症】

- ・富山県若年性認知症相談・支援センターの相談は、症状や病院の問い合わせ、介護方法、社会資源、就労、経済面など多岐にわたる
- ・若年性認知症の人が初期の段階からその状態に応じた適切なサービス(居場所含)が利用できるよう支援することが必要

3 新しい認知症観

認知症の人が基本的な人権を有する個人として認知症とともに希望をもって生きるという考え方

→ 認知症の人を「支える対象」ととらえるのではなく、認知症の人を含めた一人一人が個性と能力を十分に発揮しながら、共に支え合って生きることが重要

IV 基本的施策 / V 重点目標等

基本的施策

- (1) 認知症の人に関する県民の理解の増進等
- (2) 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- (3) 認知症の人の社会参加の機会の確保等
- (4) 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- (5) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- (6) 相談体制の整備等
- (7) 研究等の推進等
- (8) 認知症の予防等

詳細は次ページのとおり

重点目標

目標1：認知症や認知症の人への理解の促進

目標2：認知症の人の生活における意思等の尊重

目標3：認知症の人・家族が他の人々と支え合い地域で安心して暮らす

目標4：新たな知見や技術を活用

富山県認知症施策推進計画 基本的施策 1／2

基本的施策	具体的な施策(項目)	具体的な施策
(1) 認知症の人に関する県民の理解の増進等	○ 学校教育・社会教育における認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める教育の推進 ○ 認知症の人に関する正しい理解を深めるための、本人発信を含めた運動の展開	(拡)関係者と連携した学生向けの取り組みをはじめ、地域、職域、学校教育等での認知症サポーター、キャラバン・メイトの養成 (新)認知症の本人の参画を得ながら行う教育・交流活動の実施 ・認知症への正しい知識と理解を深めるキャンペーン等の実施 (新)「新しい認知症観」に関する啓発など子どもや若年層向けの普及啓発 (新)認知症本人大使「地域版希望大使」の情報発信活動への支援
(2) 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進	○ 認知症の人が自立して、かつ、安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等 ○ 移動のための交通手段の確保 ○ 交通の安全の確保、啓発 ○ 利用しやすい製品・サービスの普及 ○ 事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の普及 ○ 民間における自主的な取組の促進	(新)薬局・ドラッグストアなど地域の店舗等における認知症の人への対応力の向上 ・認知症サポーターが地域の見守り支援等の担い手として活躍できる取組みの推進 (新)高齢者等終身サポート事業(家族等に代わり支援を行う事業)に関するガイドラインの普及啓発 (新)個別避難計画作成や福祉避難所設置への支援など災害時にも認知症の人が孤立せず可能な限り自立した生活を営むための必要な取組み ・広域的な連携や地域ネットワークの構築などの見守り体制の整備 (新)県除雪情報システムのカメラ映像を活用した行方不明者の捜索活動 (新)適切な介護保険サービスの活用などによる見守り体制の充実 (拡)公共交通の充実やバリアフリー化の推進など移動手段の確保の推進 (新)認知症の人が利用しやすい製品・サービスの好事例の展開 (新)認知症バリアフリーのための業界向け手引きの普及 (新)認知症バリアフリー(ビジネスチャンス、従業員の介護離職防止)の企業への普及啓発
(3) 認知症の人の社会参加の機会の確保等	○ 認知症の人自らの経験等の共有機会の確保 ○ 認知症の人の社会参加の機会の確保 ○ 多様な主体の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業主に対する啓発・普及等	(新)認知症の人によるピアサポート活動の推進 (新)介護事業所での認知症の人の社会参加活動の促進や、促進に向けた介護事業所と企業が連携しやすい環境の整備 ・若年性認知症相談・支援センターの設置 ・若年性認知症の正しい知識の普及と理解の促進 ・企業に対する若年性認知症の人への支援策等の普及啓発 ・若年性認知症の人の就労・居場所づくりの推進
(4) 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護	○ 認知症の人の意思決定支援に関する指針の普及 ○ 認知症の人に対するわかりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供の促進 ○ 消費生活における被害を防止するための啓発 ○ 権利擁護、虐待防止の推進	(新)認知症の人の意思決定支援に関するガイドラインの普及 ・詐欺などの消費者被害の防止 ・成年後見制度の普及・啓発や市民後見活動の推進、支援組織の体制整備への支援、市町村への情報提供

富山県認知症施策推進計画 基本的施策 2/2

基本的施策	具体的な施策(項目)	具体的な施策
(5)保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等	○ 専門的又は良質かつ適切な医療提供体制の整備 ○ 保健医療福祉の有機的な連携の確保 ○ 人材の確保、養成、資質向上	・認知症に対応可能な医療機関に関する情報提供 ・地域密着型サービス事業所による地域支援体制の充実 (拡)行動・心理症状(BPSD)の予防の観点も含め、認知症疾患医療センターや「もの忘れ外来」等の周知による早期相談、受診の促進 ・鑑別診断や地域の医療・介護機関の有機的な連携を図るための認知症疾患医療センターの運営支援 (新)認知症疾患医療センターを中心とした連携体制の構築などによるBPSDを予防、適切に対応するための医療の提供体制の整備に向けた取組み ・地域包括支援センター職員等に対する医療とケアの連携推進等研修の実施 (新)在宅、介護事業所・施設、医療機関での認知症リハビリテーションの推進 (新)ケアマネジャーが関わる人生会議(ACP)の促進に向けたマニュアルの普及 ・かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護職員、一般病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修の実施 ・認知症サポート医の養成とフォローアップ研修の実施 ・認知症介護に関する基礎研修、実践研修、リーダー研修、指導者養成研修の実施
(6)相談体制の整備等	○ 個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするための体制の整備 ○ 認知症の人又は家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援、関係機関の紹介、その他の必要な情報の提供	・「認知症の人と家族の会」等様々な関係者との情報共有 ・認知症疾患医療センター、認知症サポート医、かかりつけ医や地域包括支援センター等が連携した相談支援体制の充実 (新)BPSDを予防するための適切な対応も含め家族が必要とする情報の的確な提供など相談支援体制の充実に向けた職員の資質向上の取組み ・県若年性認知症相談・支援センター等における相談支援体制の充実と相談機関間の連携促進 (新)企業への介護休業等の制度周知 (新)企業に対する仕事と介護を両立しやすい職場環境の整備等への支援 (新)企業に対するケアマネジャーを活用した両立支援や介護離職防止の取組の普及
(7)研究等の推進等	○ 予防・診断・治療、リハビリテーション・介護方法等の研究の成果の普及 ○ 社会参加の在り方、共生のための社会環境整備その他の調査研究、検証、成果の活用	(新)予防・診断・治療、リハビリテーション・介護方法等の研究成果を県民が広く享受できる環境の整備 (新)国が策定する認知症の予防・診断・治療、リハビリテーション、ケアに関する技術・サービス・機器等の効果を評価するための指標の普及
(8)認知症の予防等	○ 予防に関する啓発・知識の普及・地域活動の推進・情報収集 ○ 地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備、認知症及び軽度の認知機能の障害に関する情報提供	・住民主体の運営によるサロンや体操教室の開催など地域の実情に応じた取組の推進 ・介護予防教室等での認知症予防の取組の推進 ・生活習慣病予防対策などにより認知症発症予防を行う市町村の活動の支援